

秋田県公報

告 示

目 次

ページ

大規模小売店舗の変更に關し聴取した意見の概要(六八六・六九五・商工業振興課).....	1
平成十五年度後期技能検定の実施(六九六・労働政策課).....	4
肥料の登録(六九七・水田総合利用課).....	8
道路区域の変更(六九八・道路環境課).....	8
道路の供用開始(六九九・道路環境課).....	8
証紙売りさばき人の指定(七〇〇・会計課).....	9
証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(七〇一・会計課).....	9
証紙売りさばき場所の変更の承認(七〇二・会計課).....	9
公 告	
土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	9
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	9
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	10
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(一一四).....	11
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一一五).....	11
その他	
秋田県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告.....	11

告 示

秋田県告示第六百八十六号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定

により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ秋田泉店

秋田市泉北二丁目三十一番五十一

二 秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年九月二日から同年十月二日まで

秋田県告示第六百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ秋田卸町店

秋田市卸町一丁目三番七号

二 秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

- 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
(二) 縦覧期間
平成十五年九月二日から同年十月二日まで

秋田県告示第六百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
D・I・Yセンターヤマキ秋田飯島店
秋田市飯島字平石衛門田尻二百六十八番地
二 秋田市長の意見
意見なし
三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
(二) 縦覧期間
平成十五年九月二日から同年十月二日まで

秋田県告示第六百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターヤマキ大館店

- 大館市御成町四丁目三十二丁十一
二 大館市長の意見
意見なし
三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大館市役所 商工課
(二) 縦覧期間
平成十五年九月二日から同年十月二日まで

秋田県告示第六百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターヤマキ能代店
能代市大町八番三十六号
二 能代市長の意見
(一) 周辺の交通への影響について
店舗の出入り口については交通事故が発生する危険性が高く、駐車場の出入り口に注意を促す表示又は看板を設置する等の交通安全対策を充分に講じていたいただきたい。

- (二) 騒音及び光線による環境への影響について
店舗の閉店時刻の延長によつて生じるであろう、来客者等の増加による騒音レベル最大値の変化や、周辺交通量の増加に伴う騒音の発生も考慮される。

また、営業が夜間に及ぶため駐車場内での不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかしにも注意を行い、関係する苦情、相談があった場合には遮音、防音等に関し、最善の措置をお願いしたい。

騒音と同様に、店舗、駐車場、車両等の光線により周辺地域の生活環境に影響を与える場合も考慮されるため、関係する苦情、相談があった場合には遮光に対

しても最善の措置を図っていただきたい。
(三) 廃棄物について

店舗の閉店時刻の延長により、廃棄物の増量が予想される所であるが、廃棄物保管場所及び資源化物保管場所の整理整頓に対し、一層留意願いたい。

また、廃棄物の減量化及び資源化の取り組みについても、これまで以上に徹底し特段の配慮をお願いしたい。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十五年九月二日から同年十月二日まで

秋田県告示第六百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

D・I・Yセンターヤマキ横手駅前店

横手市駅南二丁目三十八

二 横手市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年九月二日から同年十月二日まで

秋田県告示第六百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ湯沢店

湯沢市表町四丁目三十三

二 湯沢市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

湯沢市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年九月二日から同年十月二日まで

秋田県告示第六百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ本荘出戸町店

本荘市出戸町字赤沼下道五十八

二 本荘市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

本荘市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年九月二日から同年十月二日まで

秋田県告示第六百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ大曲福田店

大曲市福田町三十五番地

二 大曲市長の意見

周辺地域への騒音対策について引き続き配慮願いたい。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大曲市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年九月二日から同年十月二日まで

秋田県告示第六百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いとくニッ井ショッピングセンター店

山本郡ニッ井町字中坪十八番一号

二 ニッ井町長の意見

県道西目屋ニッ井線より「いとくショッピングセンター」への出入口が変形のため、出入りが大変不便でまた非常に危険なので、県道との取付道路を改良してほしい。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

ニッ井町役場 産業振興課

(二) 縦覧期間

平成十五年九月二日から同年十月二日まで

秋田県告示第六百九十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十五年度後期技能検定（特級、一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号、以下「令」という。）第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 等級別実施職種（作業）

(一) 特級について実施する職種

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(二) 一級及び二級について実施する職種（作業）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鉄工（構造物現図作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道

- 車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、ファインセラミックス製品製造（ファインセラミックス製品製造作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業及び改質アスファルトシート工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（立体図作成作業及び立体図仕上げ作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）
- (三) 三級で実施する職種（作業）
 仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械保全作業）及び配管（建築配管作業）
- (四) 単一等級で実施する職種（作業）
 枠組壁建築（枠組壁工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）
- 二 試験方法
 等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。
- 三 試験の期日及び場所
 (一) 実技試験
 (1) 期日
 平成十五年十一月二十八日（金）から平成十六年二月二十二日（日）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。
 (2) 場所
 秋田県職業能力開発協会から通知する。
 (3) 問題の公表

実技試験の問題は、平成十五年十一月二十一日（金）に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。		(二) 学科試験	
(1) 期日		期 日	等 級 及 び 職 種（作業）
平成十六年 二月四日（水）	一級及び二級 舞台機構調整（音響機構調整作業）	平成十六年 二月一日（日）	ア 一級及び二級 機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）及び金属材料試験（組織試験作業） イ 三級 機械検査（機械検査作業）及び配管（建築配管作業）
平成十六年 二月八日（日）	ア 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 イ 一級及び二級 さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鉄工（構造物現図作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（鉄道		

平成十六年 二月十五日(日)	車両点検・調整作業)、時計修理(時計修理作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)及び塗装(鋼橋塗装作業) ウ 三級 仕上げ(機械組立仕上げ作業) エ 単一等級 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業) ア 一級及び二級 機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、和裁(和服製作作業)、ファインセラミックス製品製造(ファインセラミックス製品製造作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、テクニカルイラストレーション(立体図作成作業及び立体図仕上げ作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業) イ 三級 機械保全(機械保全作業) ウ 単一等級 枠組壁建築(枠組壁工事作業)
-------------------	---

四 受検資格 特級	令第六十四条の規定に該当する者
(二) 一級	令第六十四条の二の規定に該当する者
(三) 二級	令第六十四条の三の規定に該当する者
(四) 三級	令第六十四条の四の規定に該当する者
(五) 単一等級	令第六十四条の六の規定に該当する者
五 受検申請に必要な書類 技能検定受検申請書	
(二)(一) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し	
六 受検申請書用紙の交付	
(一) 期間	秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十五年九月二日(火)から同年十月十日(金)まで。
(二) 場所	秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会 郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、百六十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形三号)を同封すること。
七 受検申請書の受付	
(一) 期間及び時間	県の休日を除き、平成十五年九月三十日(火)から同年十月十日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで。
(二) 場所	秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会 郵送の場合、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

ただし、三級を受検する者であつて、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しており一年以内に修了が予定されているもの又は職業高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科の最終学年に属しているものの三級受検手数料は、次のとおりとする。

検定職種	手数料	検定職種	手数料
仕上げ	一〇、五〇〇円	機械検査	八、七〇〇円
機械保全	一〇、五〇〇円	配管	一〇、五〇〇円

(2) 学科試験 三、一〇〇円

(二) 納付方法

(2)(1) 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

(2)(2) 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

(3) 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

九 合格者の発表等

(一) 技能検定合格者発表

平成十六年三月二十三日(火)に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

(二) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(三) 技能検定合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、特級合格者には特級技能士章、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

十 受検についての問い合わせ先

産業経済労働部労働政策課(電話〇一八―八六〇―二三三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八―八六―二三五一〇)

秋田県告示第六百九十七号
肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

登 録 番 号	肥 料 の 種 類 及 び 名 称	保証成分量（％） その他の規格	生 産 者		登 録 の 有 効 期 間
秋田県 第二百六号	混合有機質肥料 「米の精」肥料三号	窒素全量四・〇 リン酸全量三・〇 カリ全量一・〇	氏 名 又 は 名 称 有限会社 サンワイズ	住 所 秋田市保戸野鉄砲町四番地二十 五号	平成十五年八月二十五日 から平成十八年八月二十 四日まで

秋田県告示第六百九十八号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
			A	B		
一般国道	旧	三百四十一号	鹿角市八幡平字蛇沢六十一番五地先から六十七番二地先まで		七・〇〇〇～一〇・〇〇〇	〇・一六一
	新	三百四十一号	鹿角市八幡平字蛇沢六十一番五地先から六十七番二地先まで		七・〇〇〇～一〇・〇〇〇	〇・一六一
			"		七・〇〇〇～二〇・〇〇〇	〇・一八五

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十五年九月二日から同月十六日まで

秋田県告示第六百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十五年九月二日
一 供用開始の区間
秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	十二所花輪大湯線	大館市十二所字堂ヶ下五四番地先から字三ツ谷向ヒ七二番一まで

- 二 供用開始の期日 平成十五年九月三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年九月二日から同月十六日まで

秋田県告示第七百号

秋田県証紙条例（昭和三十九年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
由利郡象潟町大須郷字大道下四一番地三八 有限会社伊東工務店	由利郡象潟町字下浜山三番地の七	平成十五年八月二十五日

秋田県告示第七百一号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

変 更 後	変 更 前
売りさばき人の住所及び氏名	

雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下三〇番地一 東成瀬村商工会	雄勝郡東成瀬村田子内字上野六七番地二 東成瀬村商工会
--------------------------------	-------------------------------

秋田県告示第七百二号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばき人の住所及び氏名	変 更 後	変 更 前
雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下三〇番地一 東成瀬村商工会	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下三〇番地一 東成瀬村商工会	雄勝郡東成瀬村田子内字上野六七番地二 東成瀬村商工会

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河辺町土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名
河辺郡河辺町諸井字上諸井四十四番地

進 藤 栄 孝

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西仙北町大沢郷土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名 仙北郡西仙北町正手沢字正手沢一番地 大沢郷宿字宿八十七番地の二 杉山田字松ノ木十八番地 大沢郷寺字長者屋敷十八番地 字石持一番地 字高浦田七十四番地の一 大沢郷宿字山作沢二十番地 円行寺字坂繁六十七番地 大沢郷宿字宿五十一番地 字丸山二十八番地 就任理事の住所及び氏名 仙北郡西仙北町大沢郷寺字皆別当三十三番地 大沢郷宿字下福田六十五番地の一 字宿五十一番地 杉山田字松ノ木十八番地 大沢郷宿字山作沢二十番地 字丸山二十八番地 字宿八十七番地の二 大沢郷寺字寺村前田一番地の三 円行寺字坂繁六十七番地 大沢郷寺字覚の畑三十二番地の一	堀江忠男 齋藤繁吉 鎌田和俊 戸嶋喬 佐藤昌三 福田芳勝 伊藤清喜 佐々木長一 齋藤幸雄 佐藤和幸 戸島昇 鎌田茂 齋藤幸雄 鎌田和俊 伊藤清喜 佐藤和幸 齋藤繁吉 佐藤敬一 佐々木長一 佐藤政紀
特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成十五年九月二日	秋田県知事 寺田典城
一 入札に付する事項 （一） 購入物品の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 百三十四台 （二） 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 （三） 納入期限 平成十五年十月三十一日（金） （四） 納入場所	

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 134 Personal Computers

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 3 October, 2003

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十五年九月二日

五十分の一の数 一九、三四一

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二七、八三五

秋選管告示第百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年九月二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、三五六
能代市	一四、七四七
横手市	一〇、九二〇
大館市	一八、二〇三
本荘市	一一、二二五
男鹿市	八、四四九
湯沢市	九、三八六
大曲市	一〇、六七二
鹿角市鹿角郡	一二、七〇四
北秋田郡	一八、一三六
山本郡	一三、四四九
南秋田郡	一九、九一五
河辺郡	五、二四七
由利郡	二〇、九三三
仙北郡	三一、八九〇
平鹿郡	一八、五七九
雄勝郡	一二、六三〇

そ の 他

秋田県市町村職員共済組合公報

秋田県市町村職員共済組合定款5条の規定に基づき、平成14年度決算の要旨を公報する。

平成15年 9 月 2 日
秋田県市町村職員共済組合
理事長 川 口 博

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年金支払
	金	金	金	金	金	金	金	金	金
負 担	4,153,616	15,359,692	174,458	180,344					
掛 金	4,289,133	7,615,292		180,265					
施設収入・商品売上					26,526				
基礎年金国庫金									1,109,815
基礎年金交付金		2,219,528							
利息及び配当金	243	2,284,917	38	154	6	213,426	1		
その他の収入	201,209	10,899	1	6,891	963		511,768	5,718	
他 経 理 か ら 繰 入			57,998		7,350				
前 年 度 支 払 準 備 金	824,262	347							
前年度繰越長期給付積立金		101,727,582							
計	9,468,463	129,218,257	232,495	367,654	34,845	213,426	511,769	5,718	1,109,815
給 付	5,059,723	19,807,830							
役 職 員 給 与			93,053	31,786	13,390	2,941	15,219	3,068	
旅 費 ・ 事 務 費			21,495	3,516	312	25	1,271	176	

支	商 品 仕 入											
	飲 食 材 料 費					5,863						
	委 託 費			12,052		1,168						
	支 払 利 息						149,067	418,617	586			
	連 合 会 払 込 金	156,776	725,446		192			18,385				
	老 人 保 健 拠 出 金	2,615,801										
	退 職 者 給 付 拠 出 金	900,559										
	基 礎 年 金 拠 出 金 負 担 金		5,273,738									
	基 礎 年 金										1,109,815	
	他 経 理 へ 繰 入	28,999	28,999									
	そ の 他 の 支 出	783,818	37	54,841	284,160	16,927	688	19,656	2,586			
	次 年 度 支 払 準 備 金	826,632	0									
	次 年 度 繰 越 長 期 給 付 積 立 金		103,382,207									
出	計	10,372,308	129,218,257	181,441	319,654	37,660	152,721	473,148	6,416	1,109,815		
	差引当期利益金又は当期欠損金()	903,845		51,054	48,000	2,815	60,705	38,621	698			

貸借対照表の要旨

資	流 動 資 産	697,373	13,698,543	235,095	773,170	39,674	8,751,441	111,267	92,670			
---	---------	---------	------------	---------	---------	--------	-----------	---------	--------	--	--	--

産 産	固 定 資 産		89,683,663	4,647	52	18,692	5,587,618	21,998,879		
	繰 延 資 産									
資 産 合 計		697,373	103,382,206	239,742	773,222	58,366	14,339,059	22,110,146	92,670	
負 債	流 動 負 債	80,540		851	908	1,336	14,136,789	3,092	4,321	
	固 定 負 債	826,632		90,752	49,518	16,682	173	21,312,623	48,773	
	負 債 合 計	907,172		91,603	50,426	18,018	14,136,962	21,315,715	53,094	
	資 本 剩 余 金	209,799		491	2,325	40,335				
資 本	積 立 金		103,382,206							
	利 益 剩 余 金			147,648	720,471	13	202,097	794,431	39,576	
	資 本 合 計	209,799	103,382,206	148,139	722,796	40,348	202,097	794,431	39,576	
負 債 ・ 資 本 合 計		697,373	103,382,206	239,742	773,222	58,366	14,339,059	22,110,146	92,670	

発 行 者 秋 田 県
秋 田 市 山 王 団 一 丁 一 番 一 号
購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円

印 刷 所 秋 田 市 山 王 団 一 丁 五 番 二 十 九 号
株 式 会 社 松 原 印 刷 有 限 公 司
電 話 (0 1 8 6 2) 8 7 6 6
F A X (0 1 8 6 3) 0 0 0 5
E-mail: matsuura@matsubara-insatsu.co.jp
秋 田 市 山 王 団 一 丁 五 番 二 十 九 号 松 原 繁 雄